

事務連絡  
令和3年9月3日

各〔都道府県〕  
〔市町村〕衛生主管部（局）御中  
〔特別区〕

厚生労働省健康局健康課予防接種室

### 大規模接種会場における武田/モデルナ社ワクチンの移送について

令和3年5月24日付け事務連絡「武田/モデルナ社ワクチンの接種体制について」及び令和3年8月19日付け事務連絡「武田/モデルナ社ワクチンの9月以降の接種体制について」において、武田/モデルナ社ワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種体制について、大規模接種会場と職域接種におけるワクチン接種の体制構築をお願いしているところです。

自治体が設置する大規模接種会場において、接種会場の終了に伴い残余ワクチンが発生することや、会場の在庫と接種希望者数の不均衡が生じることが想定されています。今般、一定の条件の下、ワクチンを別の接種会場に移送し、引き続き住民の接種に活用いただくため、下記のとおり、ワクチンの移送を可能としますので、接種を予定する医療機関並びに関係団体に御連絡いただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 移送の考え方

自治体の責任において、2に記載する手続きに則りワクチンの移送を行うことができることとする。

移送先の接種会場は、まずは、移送元の大規模接種会場と同一都道府県内に所在している、自治体が設置している既存の大規模接種会場又は接種センターとする。

移送先の接種会場から別の接種会場への再移送は出来ないものとする。

なお、移送先の会場は、ワクチンの有効活用の観点から短期間で使い切ることが見込まれる会場又は接種機会を確保する観点から長期間の設置が見込まれる会場とする。

## 2 移送の手続き

移送元の接種会場が移送先の接種会場に対して移送を行う場合の手続きは、以下のとおりとする。

- ① 移送元の接種会場において別記様式 1 を用いて移送の記録を作成し、ワクチンとともに移送先の接種会場に送付する。また、移送元の接種会場は、当該会場を設置している市町村及び当該会場が所在する都道府県に、移送の記録の写しを送付する。送付を受けた市町村及び都道府県は、移送の記録の写しを 3 年間保管する。
- ② 移送元の接種会場において適切な保管をしていたことの確認は、移送元の自治体の責任において行うこととし、ロガーによる確認等の移送元及び移送先の会場の双方が合意した方法で行うこととする。
- ③ より安定した状態で移送を行うため、 $-20^{\circ}\text{C}\pm 5^{\circ}\text{C}$ の冷凍状態で移送を行う。また、バイアルを直立した状態に保ち移送を行う。ワクチンとともにロットシールを移送する。移送手段は、自治体において確保することとする。
- ④ 移送先の接種会場においては、移送されたワクチンと直接納入されたワクチンを分けて管理する。移送先の接種会場は、ワクチンとともに受け取った移送の記録を 3 年間保管する。

## 3 留意事項

ワクチンについては、原則として直接配送を受けた会場において接種を行うこととしているため、各週の希望量調査時に、必要量のみを登録することにより、残余ワクチンの発生や在庫と接種希望者数の不均衡を防ぐこと。

ワクチンの不具合やトラブルにより緊急回収（リコール）が必要になった場合等に、早期にロットが使用された接種会場を特定できるよう、自治体及び都道府県において、移送の記録を適切に管理すること。

移送元接種会場は左欄を記載し、写しを設置市町村及び接種会場が所在する都道府県において3年間保管する  
移送先接種会場は右欄を記載し、原本を移送先の接種会場において3年間保管する

(移送元接種会場記入欄)

(移送先接種会場記入欄)

移送元接種会場の設置自治体名と会場名：

設置自治体：\_\_\_\_\_

会場名：\_\_\_\_\_

移送先接種会場の設置自治体名と会場名：

設置自治体：\_\_\_\_\_

会場名：\_\_\_\_\_

移送元接種施設での保管状況の確認（該当すれば☑）

- 配送されてから常に-25～-15℃で保管していた
- 一度も解凍されていないバイアルである（再凍結していない）
- 一度も開封されていないバイアルである
- 個装箱やバイアルに汚破損がない
- 必要数のロットシールをバイアルとともに移送する

受け渡したロット番号（製造番号）とバイアル数

ロット番号	最終有効年月日	バイアル数

会場から移送した日時：令和 年 月 日 時 分

移送元接種会場担当者氏名：\_\_\_\_\_

使用日	使用ロット	使用本数

受け取った日時：令和 年 月 日 時 分

移送先接種会場担当者氏名：\_\_\_\_\_